

## 令和2年度 花木友の森造成事業実施要領

- 第1 この実施要領は、環境緑化・美化活動を積極的に推進するため、地域住民等で組織する団体(町内会、老人会、緑の少年団等)(以下「団体等」という。)や学校の提案による花木を中心とした緑地を造成するために必要な緑化木及び資材等の交付を行うために必要な事項を定める。
- 第2 団体等は、花木友の森を造成するに要する緑化木及び資材等の交付を受けようとするときは、9月25日(金)までに、花木友の森造成事業実施申請書(別紙1号様式)を地域みどり推進協議会(以下「地域協議会」という。)を經由して公益社団法人熊本県緑化推進委員会(以下「推進委」という。)に提出するものとする。
- 第3 一申請あたりの申請額は、300,000円以内とする。
- 第4 本事業の実施にあたっては、次の事項を留意しなくてはならない。
- 1 緑の少年団等未成年が実施する事業については、その保護者または育成会等の責任ある者の指示を受けるものとする。
  - 2 植栽樹種は、花木(サクラ、サザンカ等)の緑化木を中心に高木は樹高2m程度までとし、果樹は対象としない。
  - 3 植栽面積は、おおむね300㎡以上とする。
  - 4 植栽場所は、出来るだけ公共用地とする。
  - 5 記念標柱を必ず設置すること。(別記参照)
  - 6 樹種の選定にあたっては、在来の樹種を選定するように努めること。
- 第5 推進委は、第2の定めにより提出された申請書の内容が適当と認められる場合は、予算の範囲内において、地域協議会を經由して当該団体に実施決定を通知し、これに必要な緑化木及び資材等を当該団体に交付するものとする。
- 第6 第4の定めにより交付を受けた団体等は、3月5日(金)までに実績報告書(別紙第2号様式)を、地域協議会を經由して推進委に提出するものとする。
- 第7 本事業の目的により交付を受けた緑化木及び資材等を他の目的に使用してはならない。もし、違反した場合には、緑化木及び資材等の相当額の一部または、全部を返還しなければならない。

(第1号様式)

令和 年度花木友の森造成事業実施申請書

令和 年 月 日

公益社団法人熊本県緑化推進委員会

理事長 様

団体の所在地

団体の名称

代表者名

印

令和 年度において花木友の森造成事業を下記のとおり実施したいのでこれに必要な緑化木及び資材等を交付されるよう申請します。

記

1 事業実施場所

2 事業の内容及び経費

区分	樹種・資材名	本数・数量	単価	金額	事業概要
緑化木					実施面積 m2
資材等					土地所有者
	記念標柱				事業総額 円
合計					

3 緑化木等送付先

TEL

緑化木等受取人 氏名

4 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

(第2号様式)

令和 年度花木友の森造成事業実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人熊本県緑化推進委員会

理事長 様

団体の所在地

団体の名称

代表者名

印

令和 年度において花木友の森造成事業を下記のとおり終了しましたので報告します。

記

1 事業実施場所

2 事業の内容及び経費

区分	樹種・資材名	本数・数量	単価	金額	事業概要
緑化木					実施面積 m2
資材等					土地所有者
	記念標柱				事業総額 円
合計					

活動参加人数 : 人

3 緑化木等受取人 氏名 印

4 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 写真添付(実際に植栽作業をしているもの、実施後各2~3枚)

(別記)

※ 記念標柱を必ず設置して下さい。

